

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項に基づき住民等から提出された意見を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

また、この意見を、この公告の日から1月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

令和元年11月26日

静岡県知事 川勝平太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）エブリィビッグデー長泉店 駿東郡長泉町竹原字谷口287-1ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社ビッグ富士 浜松市東区天王町611-2 代表取締役 村上征也

3 意見に係る届出

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設

4 届出年月日

令和元年6月28日

5 意見の概要

(1) 室外機の位置について

以前から、屋上の室外機については、全て北側に設置すると説明を受けていたが、届出では、一部の室外機を南側に設置する計画となっている。以前の説明どおり、北側に全ての室外機を設置すること。

(2) 町有地について

住宅東側の町有地については、樹木が撤去された後、既に雑草が生い茂っている。店舗建設後は、行き止まりになり、雑草による路面悪化や、ゴミのポイ捨て、土砂の流出などが懸念されるため、長泉町と連携して、除草や整地を行うこと。

(3) 開店時刻及び閉店時刻について

以前の説明では、「営業時間は9:00~20:00、ただし届出は9:00~21:45にする。」ということであったが、届出では、開店時刻が8:00となっている。実際の営業時間は9:00~20:00とすること。また、従業員の出勤は7:00前後とし、遅くとも21:45には店を閉めること。

(4) 駐車場台数について

以前の説明では、「大規模小売店舗立地法の申請上は来客用61台、従業員用39台で申請するが、実際には来客優先で、従業員駐車場は開店までに確保する。」こととなっていた。しかし、実際の申請では来客用76台、従業員用34台のみである。構内駐車場は来客専用として100台利用できるよう、従業員用駐車場は別途確保すること。

(5) 来客が駐車場を利用できる時間帯について

営業時間に対し、客が駐車場を利用できる時間帯が長すぎる。予定されている駐車場は住宅隣接のスロープ利用になるため、なるべく短い時間で利用を既に要望し、ビッグ富士の方で了解されている。そのため、来客が駐車場を利用することができる時間帯は8:30~21:00までとすること。

また、歩行者の安全確保及び円滑な交通を阻害することがないように、来客が駐車場を利用できる時間

帯については、駐車場の出入口に常時交通整理員を配置すること。

さらに入口を閉めることや管理時間を設定すること等により、時間外の敷地内への無断侵入・不法駐車がないような施策を検討すること。

(6) 荷さばきを行うことができる時間帯について

以前の説明では、ゴミ回収や物品納入時間は、7：30からとされていた。これに対し、届出では、6：00からと住民の同意なく変更されている。荷さばき時間について、鍵開けは6：30頃、作業時間は7：30頃から昼時間帯とすること。

以上、(1)から(6)まで全て、既に説明会又は文書にて住民に向けてビッグ富士側から示された回答の内容であるので、遵守していただきたい。